

2019 October

10

No.836

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・年金生活者支援給付金のご案内 2
- ・年金委員・健康保険委員の皆様へ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・マイナンバーによる課税情報等の確認について 4
- ・ご存知ですか? 申請書の便利なサービス 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・11月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・「社会保険料控除証明書」が発行されます 8

適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。





年金生活者支援給付金のご案内

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。令和元年10月から制度が開始されます。

給付金を受け取るには、「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要です。なお、下記の支給要件をすべて満たしている方が対象となり、支給要件に該当しない場合は支給されません。

【老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金】

支給要件

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金（または旧法の老齢、退職年金等であって政令で定めるもの）を受けている。
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である。

給付額

月額5,000円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。（※1）

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）
$$= 5,000 \text{円} \times \text{保険料納付済期間} / 480 \text{月}$$
- ② 保険料免除期間に基づく額（月額）
$$= 10,834 \text{円} (\text{※2}) \times \text{保険料免除期間} / 480 \text{月}$$

（※1）前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

（※2）保険料1/4免除期間は5,417円となります。

※このほか、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金があります。

※年金生活者支援給付金の支給にあたり、日本年金機構職員が、電話によりお客様の預貯金口座番号などをお聞きすることはありませんので、くれぐれも「なりすまし」による被害にご注意ください。

給付金のお問い合わせは『年金生活者支援給付金専用ダイヤル』へ

『年金生活者支援給付金専用ダイヤル』
TEL 0570-05-4092

年金委員・健康保険委員の皆様へ

◆◆◆『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ◆◆◆

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀では職域型、地域型を含め約1,450名の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

今年度は、年金委員・健康保険委員を対象に県内の各年金事務所及び全国健康保険協会佐賀支部共催で、次のとおり研修会を開催します。

なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。

職域型

- 佐賀年金事務所 TEL: 0952-31-4191
 - ① 令和元年11月13日(水)13:30～16:30 アバンセ〔ホール〕
(13:30～14:30については、年金委員・健康保険委員功労者の表彰式を開催)
 - ② 令和元年11月27日(水)14:00～16:00 サンメッセ鳥栖〔3階大会議室2〕
- 唐津年金事務所 TEL: 0955-72-5161
 - ① 令和元年11月19日(火)14:00～16:00 唐津市高齢者ふれあい会館〔りふれ〕
 - ② 令和元年11月26日(火)14:00～16:00 伊万里市民センター〔一般教養室2〕
- 武雄年金事務所 TEL: 0954-23-0121
令和元年11月28日(木)14:00～16:00 武雄市文化会館〔ミーティングホール〕

地域型

- 佐賀年金事務所 TEL: 0952-31-4191
令和元年11月20日(水)13:30～15:30 アバンセ〔第5研修室(PC室)〕

研修内容は、年金制度改正、事務手続きなどとなっています。詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
令和元年10月分保険料の納付期限は令和元年12月2日(月)です。

マイナンバーによる課税情報等の確認について

社会保障と税の共通番号(マイナンバー※)を活用して、国や地方自治体が行政手続きに必要な個人情報やり取りする制度をご存知ですか？

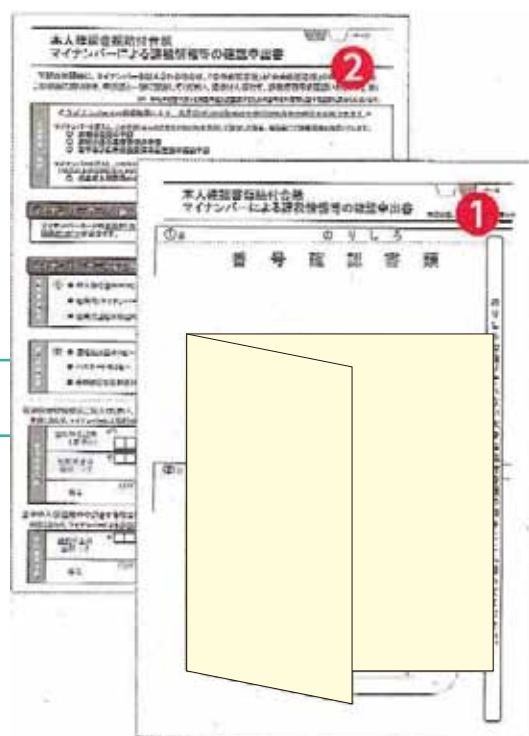
協会けんぽにおいても一部対象の申請がございます。下記案内をご確認ください。

1 協会けんぽの「対象申請」について

下記の対象申請種類については、マイナンバーの記入や本人確認書類の添付により、協会けんぽでの税情報の照会・確認が可能となり、これに伴って、(非)課税証明書等の添付書類の省略が可能となっております。

- ①高額療養費
- ②高額介護合算療養費
- ③食事療養標準負担額の減額申請
- ④生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤基準収入額適用申請
- ⑥限度額適用・標準負担額減額認定申請

※①～④のうち、診療月(②は基準日)が平成29年7月以前分の申請については、マイナンバーによる情報確認が利用できないため、被保険者の(非)課税証明書等の添付が必要です。



2 申請手続きの方法

①～⑥申請書のマイナンバー欄に被保険者のマイナンバーを記入し、本人確認書類を
①「本人確認書類貼付台紙マイナンバーによる課税情報等の確認申請書」の裏面へ貼付し、
②表面へ記入押印のうえ、申請書と一緒に提出してください。

本人確認書類

●マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合 AとB(合計2点)

- A…番号確認を行うための書類 マイナンバーカードの裏面のコピー
- B…身元確認を行うための書類 マイナンバーカードの表面(写真のある面)のコピー

●マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない場合 CとD(合計2点)

- C…番号確認を行うための書類 (いずれか1つ)
 - ・個人番号通知のコピー
 - ・被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書
- D…身元確認を行うための書類 (いずれか1つ)
 - ・運転免許証のコピー
 - ・パスポートのコピー
 - ・その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

※日本国内の住民個人ごとに通知されている12桁の番号で、社会保障や税等に関する手続きに限って利用されるもの。(法律で定められた住民情報を行政機関同士が専用システムでやり取りを行うことで、課税証明書等の添付が一部不要となり利便性が向上されます)

ご存知ですか？ 申請書の便利なサービス

申請書の作成には… ▶▶▶ 届書・申請書作成支援サービスをご利用ください

届書・申請書作成支援サービスは、入力可能なPDFファイルをホームページからダウンロードし、**届書・申請書をパソコンで作成**できるサービスです。

【届書・申請書作成支援システムのメリット】

- ① 記入する項目の説明を参照しながら入力できます。
- ② 記入漏れ等を自動チェックしますので、再提出の手間が少なくなります。

○手書きでの記入や押印が必要な項目がありますので、ご注意ください。

○サービス対象の申請書および動作環境等の詳細については、ホームページをご参照ください。

申請書の印刷には… ▶▶▶ 申請書ネットプリントをご利用ください

協会けんぽの各種申請書を、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で即時に印刷できるサービスです。

【ポイント】

- ① セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートでご利用できます。
- ② プリンターをお持ちでない方も、手軽に印刷可能です。

○1枚あたり20円のプリント料金がかかります。(申請書の枚数・金額については各コンビニエンスストアにて異なる場合がございます)

○協会けんぽホームページから、申請書のご案内>申請書ネットプリントにすすんでいただきますと、各コンビニエンスストアのご利用手順の案内がございます。

○ホームページからダウンロードする場合は無料です。

申請書の提出は… ▶▶▶ お待たせしない、お出掛けしない、郵送での申請が便利です

協会けんぽの佐賀支部専用の郵便番号である【840-8560】をご記入いただくと、**所在地の記入を省略**できます。郵送による申請にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

佐賀支部スコアリングレポート

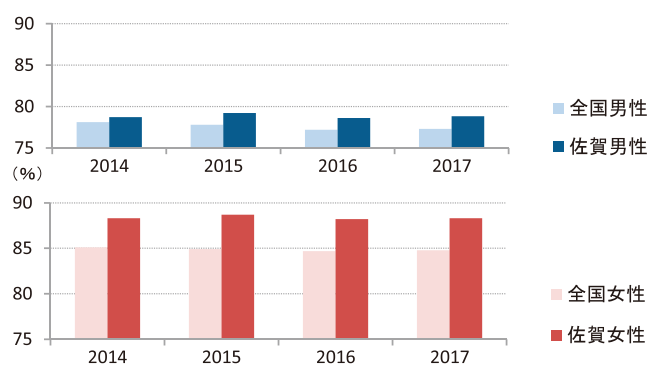
生活習慣に関するデータ(運動習慣編)

今回は「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していない者の割合」について、男女別に、佐賀支部と全国を比較したグラフを表示しています。

男女ともに全国平均に比べて数値が高いことから、佐賀は日ごろから運動をする習慣が低い傾向にあるといえます。

スポーツの秋という言葉があるように、なにか新しく運動を始めてみてはいかがでしょうか。

図 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していない者の割合



資料:「特定健診、特定保健指導分析データ分析報告書」



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！



2019
年度
11月開催

社会保険事務講習会のご案内

『出産・育児・介護に関する講習』

これからの女性の活躍をサポートする出産・育児・介護休業などの充実した社会保障制度について講習を行います。

地 区	2019年	会 場
佐賀会場	11月 6日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	11月 7日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	11月11日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	11月14日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び2019年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号				宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『出産・育児・介護に関する講習』				
	(佐 賀 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖) 会 場		2019年	月	日 ()
参加者氏名					
事 業 所 名					
事業所所在地	〒				
	事業所電話番号 () -				
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。					

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

マイナンバーカードの普及と マイナンバーの利活用の促進に関する方針（概要）

令和元年6月12日 社会保障審議会医療保険部会

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施）
- (2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2 マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ねすべての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者ごとの被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員および地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進）
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

3 マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間、休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4 マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ① デジタル・ハローワーク・サービス、② デジタル・キャンパス、③ 納税手続きのデジタル化、④ 建設キャリアアップシステムとの連携、⑤ 各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥ 公的サービス等での利用拡大、⑦ マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5 マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6 マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

令和元年 11月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4	5 鹿島市役所 第2庁舎(予約) 年金事務所 延長相談19時まで	6 多久市役所 (予約)	7	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日(予約)
10	11 年金事務所 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 (東庁舎) (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 年金事務所 延長相談 19時まで	19 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24	25 年金事務所 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27	28	29 伊万里市役所 (予約)	30 年金の日 年金事務所 休日相談日(予約)

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所第2庁舎	第1・3火曜日 10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日まで(武雄年金事務所については前日の午前中まで)にお申込みください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 一年末調整・確定申告まで大切に保管をー

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121



数年に一度訪れる自動車運転免許証の更新。無事故、無違反(タマタマ)だったため講習は30分コースでした。その中で講師の方が力説されていたのが運転マナーの向上。「佐賀県は100人あたりの交通事故発生率が1.006%で全国ワースト2位(因みに1位は静岡県)。一番少ない島根県の約3倍。交通事故の一因がドライバーのマナーにあるとするならば大変恥ずかしいことだ。みなさん心にゆとりを持って運転してほしい。」ということでした。

更に県内を細かく見ると1位大町町、2位佐賀市、3位神埼市…と国道34号線沿いが並んでいました。この道を利用するときは特に注意して運転しましょう。(山)